

玄海原子力発電所 特定重大事故等対処施設準備工事の管理について

1. 本店・発電所間のやりとりについて

(1) QMS上のルール及び本店の関与の実態

- ・ 玄海原子力発電所 特定重大事故等対処施設準備工事の実施にあたっては、「設計・調達管理基準」に基づき設計・管理を実施
- ・ 技術基準適合状態の維持に影響のないことを確認した「計画図」を[]作成し、[]工事の実施を依頼し、業務を移管
- ・ 工事着工前までに[]「計画図」のレビューを実施し、[]検証後に「決定図」化した図面を[]送付
- ・ 現場の掘削作業に伴い、「決定図」の変更が必要な場合には、変更に対する設計を[]実施し、前項と同様にレビュー及び検証を実施した上で、「決定図」の改訂版を[]送付
- ・ また、[]「原子力発電所土木建築設備保守基準」に基づき、下記のとおり[]十分な連絡調整を図りながら、業務を遂行
- ・ []毎月作成する工事進捗状況報告書（工事の進捗状況を整理したもの）を確認
- ・ []情報共有会議を1回/月で開催し、工事の進捗状況、課題等について、[]情報共有し議論
- ・ []安全パトロールを1回/2ヶ月で実施し、現場状況を確認するとともに、気づき事項等について[]議論
- ・ 協議事項等があれば、都度、[]対応策を検討し、影響の無いことを確認した上で工事を実施

2. 発電所・供給者間のやりとりについて

(1) 社員

- ・ 「教育訓練基準」[]に基づき、業務遂行に必要な力量を有すると[]評価された課員が工事管理を実施
- ・ 定期異動時に、[]人事ローテーションすることにより、原子力施設の計画・設計・工事管理に精通した社員を要所に配置するように配慮

(2) 供給者

- ・ 「設計・調達管理基準」に基づき、調達に必要な技術的能力を有すると評価された供給者が工事を実施
- ・ 大規模掘削工事経験者及び原子力発電所での工事实施経験者を要所に配置するように配慮

以上